



## 外国人材の受入れ制度に係るQ & Aより②

4月より始まった「特定技能」について「外国人材の受け入れ制度に係るQ & A」が公表されましたが、その中より受け入れ機関が行うべき必要な支援についてご紹介します。

Q 受入れ機関が実施しなければならない支援はどのようなものですか。

A 受入れ機関は、入管法に基づき作成され、法務省令に定める基準に適合する支援計画に従い、1号特定技能外国人に対し支援を実施しなければなりません（ただし、登録支援機関に支援の全部の実施を委託することができます）。具体的には、外国人と日本人との交流の促進に関する支援、外国人の責めに帰すべき事由によらない契約解除時の転職支援のほか、特定技能雇用契約の内容に関する情報の提供、外国人が出入国しようとする空港への送迎、適切な住居の確保に係る支援等の法務省令に規定される支援については、義務的に実施しなければなりません。

Q 支援の費用は誰が負担するのですか。

A 基本的に受入れ機関が負担することとなります。

Q 通訳人を確保する際の費用は誰が負担するのですか。

A 事前ガイダンス、在留中の生活オリエンテーション、外国人からの相談又は苦情の申出に対する対応、定期的な面談については、受入れ機関が義務的に実施しなければならない支援であることから、これらの支援を実施するために確保した通訳人の通訳費は受入れ機関に負担していただくこととなります。

Q 特定技能外国人を雇い入れるに当たり、往復の航空運賃は受入れ機関が負担しなければなりませんか。

A 外国人が特定技能雇用契約の終了後に帰国に要する費用を負担することができない場合を除き、基本的に外国人本人が航空運賃を負担することとなります。

Q 空港への送迎の交通費は誰が負担するのですか。

A 外国人が出入国しようとする港又は飛行場において当該外国人の送迎をすることは、受入れ機関が義務的に実施しなければならない支援であることから、送迎の交通費については受入れ機関に負担していただくこととなります。

Q 出国時の送迎は、空港へ送り届けるだけでよいのですか。

A 出国時の送迎については、外国人が保安検査場に入場するのを見届けて見送ってください。

Q 受入れ機関は、支援の一環として外国人が締結する賃貸借契約に基づく債務の保証人になることが求められる場合があるとのことですが、民間の賃貸保証会社を利用することはできますか。

A 賃貸借契約のため保証人が必要な場合であって、当該外国人のために適当な保証人がいないときは、賃貸保証会社を利用することも可能です。この場合、賃貸保証会社に支払われる手数料については、受入れ機関において負担していただくこととなります。

Q 住居の確保の支援について保証人になること以外にどのような支援を行えばよいですか。

A 外国人のための適切な住居の確保に係る支援として、当該外国人が希望する物件情報の提供や不動産仲介事業者の紹介を行うほか、必要に応じて当該外国人に同行し、住居探しの補助を行ってください。

### 外国人雇用サポートセンター

〒184-0004 東京都小金井市本町 1-8-14 サンリープ小金井 305 (キリン社会保険労務士事務所内)  
TEL 042-316-6420 FAX 042-316-6430 ホームページ <http://foreigner-em.com/>